

作業船乗組員の働き方改革の実現に向けた積算上の試行的取組積算要領
(能力補正型及び能力現行型編)

(令和 7 年 4 月版)

試行的取組（能力補正型及び能力現行型）を実施する場合の積算については、以下に示す手順によるものとする。

1. 試行的取組の対象工事

対象工事は、現行の港湾請負工事積算基準（以下、「現行基準」）において作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提として制定されている基準を適用する工事とする。

2. 試行的取組の概要

2-1 試行的取組（能力補正型）

生産性向上など施工能力の向上を促すことで、時間外労働に依らず従前と同等の工期及び工事金額で所定の施工量の確保を目指すもの。これを試行的取組（能力補正型）と呼ぶ。具体的な取組内容は以下①～④のとおり。

①施工能力

時間外労働を前提として、8 時間運転／10 時間就業で施工する数量を、生産性向上による能力向上を見込み 6 時間運転／8 時間就業で施工する条件で積算を行うものとする。

②就業時間及び運転時間

就業時間は 10 時間→8 時間に短縮する。運転時間は基本的に 8 時間→6 時間に短縮する。

③船舶損料、燃料費

積算上、運転時間は 8 時間→6 時間に短縮するが、1 日当たりの施工数量は同等であることから、1 日当たりの船舶損料及び燃料費は現行と同等として扱うものとする。

④労務費

積算上、就業時間は 10 時間→8 時間に短縮するが、1 日当たりの施工数量は同等であることから、1 日当たりの労務費は現行と同等として扱うものとする。

2-2 試行的取組（能力現行型）

現行基準の運転時間 8 時間を短縮する際に、現地の施工条件（浚渫工事等における一時退避等）により運転時間を 6 時間確保できない工事では、連続運転ができない等により同様の施工能力向上を見込むことは困難と考えられることから、以下①～④の内容の取組を行うものとする。これを試行的取組（能力現行型）と呼ぶ。

①施工能力

現行基準に定める時間当り能力を適用する。

②就業時間及び運転時間

現行の積算基準で積算する場合（一時退避等により運転時間を補正した場合）に対して、基本的にそれぞれ 2 時間ずつ減じた時間とする。

4. 対象船種

作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提とされている下記船種

(下表に現行港湾請負工事積算基準における章・節・工種等を示す)

作業船名	現行基準		適用工種		備考
	運転時間	就業時間	節 (第3章)	工種	
グラブ浚渫船	8.0	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	3. グラブ浚渫工 4. 硬土盤浚渫工 5. 岩盤浚渫工	
			2 節 海上地盤改良工	2. 床掘工 2-2 グラブ床掘 2-3 硬土盤床掘 2-4 砕岩床掘	
			10 節 埋立工	2. 埋立工 2-2 グラブ土取	
バックホウ浚渫船	8.0	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	参考資料-1 バックホウ浚渫工	
バージアンローダ船	作業能力により決定 (最大 8.0)	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	8. 揚土土捨て工	
			10 節 埋立工	5. 揚土埋立工	
空気圧送船	作業能力により決定 (最大 8.0)	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	8. 揚土土捨て工	
			10 節 埋立工	5. 揚土埋立工	
揚土船 (リクレーマ船)	作業能力により決定 (最大 8.0)	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	参考資料-3 リクレーマ揚土	
土運船	—	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	7. 土運船運搬工 参考資料-2 バックホウ浚渫土運搬	
サンドコンパクション船	8.0	10.0	2 節 海上地盤改良工	8. 締固工	
ガット船	8.0	10.0	4 節 本体工 4. 1 ケーソン式	4. 中詰工 参考資料-3 中詰材投入	
			9 節 裏込・裏埋工	2. 裏込工	
			10 節 埋立工	2. 埋立工 2-2 ガット土取	
			15 節 構造物撤去工	3. 撤去工 3-1 石材撤去	
ガットバージ	—	10.0	2 節 海上地盤改良工	8. 締固工	
砂貯蔵船	—	10.0	2 節 海上地盤改良工	8. 締固工	
捨石均し船	6.0	10.0	3 節 基礎工	参考資料-1 機械均し	
引船	作業能力により決定 (最大 8.0)	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	7. 土運船運搬工 参考資料-2 バックホウ浚渫土運搬	
押船	作業能力により決定 (最大 8.0)	10.0	1 節 浚渫・土捨て工	7. 土運船運搬工 参考資料-2 バックホウ浚渫土運搬	
安全監視船	—	10.0	第5章 5 節 安全費	3. 安全対策	

※1 引船及び押船の積算は、施工能力の向上を見込むことは困難であるため、1隻1日当りの運転時間を最大6時間とし、船舶損料、燃料費、労務費は試行的取組（能力現行型）に準じて行うものとする。

※2 安全監視船の積算は、就業時間を8時間とし、船舶損料、燃料費、労務費は試行的取組（能力現行型）に準じて行うものとする。

5. 施工能力

1) 試行的取組（能力補正型）の場合

時間外労働を前提として、8時間運転／10時間就業で施工する数量を、生産性向上による能力向上を見込み6時間運転／8時間就業で施工する条件で積算を行うものとする。このため試行的取組（能力補正型）に用いる施工能力は、現行基準の能力を8/6倍したものを用いるものとする（別添資料（現行基準との対比表）参照）。

試行的取組（能力補正型）に用いる能力 = 現行基準の能力 × 8/6
（現行積算基準と同じ位止めになるよう四捨五入）

2) 試行的取組（能力現行型）の場合

施工能力は、現行基準に準ずるものとする。

6. 船舶損料

1) 試行的取組（能力補正型）の場合

1日当たりの施工数量は現行と変わらない条件のため、1日当たりの損料は現行と同等にするものとする。このため試行的取組（能力補正型）に用いる運転損料は、現行基準の運転損料を8/6倍した試行的取組用の運転損料（下記算定式）を用いるものとする。

試行的取組(能力補正型)に用いる運転損料 = 現行基準の運転損料 × 8/6
有効数字3桁（4桁以上の数値は4位で四捨五入して3位表示）。ただし、100円未満は小数1位四捨五入。

ただし、現行基準で積算する場合に運転時間が8時間とならない場合（例：浚渫船と揚土船の施工能力の関係から運転時間が8時間とならない場合）は、下記算定式を用いて運転損料を算定するものとする。

試行的取組（能力補正型）に用いる運転損料
= 現行基準の運転損料 × （現行基準で積算する場合の日当り運転時間／
試行的取組積算要領で積算する場合の日当り運転時間）
有効数字3桁（4桁以上の数値は4位で四捨五入して3位表示）。ただし、100円未満は小数1位四捨五入。

2) 試行的取組（能力現行型）の場合

1日当たりの船舶損料は、現行基準に準ずるものとする。

7. 燃料費

1) 試行的取組（能力補正型）の場合

1日当たりの施工数量は現行と変わらない条件のため、1日当たりの燃料費は現行と同等にするものとする。このため試行的取組（能力補正型）に用いる運転1日当り燃料消費量は、積算上、現行基準において運転時間を8時間→6時間に短縮した場合の運転1日当り燃料消費量を8/6倍し算定（小数1位四捨五入）するものとする。

ただし、現行基準で積算する場合に運転時間が8時間とならない場合（例：浚渫船と揚土船の施工能力の関係から運転時間が8時間とならない場合）は、下記算定式を用いて運転1日当り燃料消費量を算定するものとする。

試行的取組（能力補正型）に用いる運転1日当り燃料消費量

$$= \text{現行基準の運転1日当り燃料消費量} \times \left(\text{現行基準で積算する場合の日当り運転時間} / \text{試行的取組積算要領で積算する場合の日当り運転時間} \right) \\ \text{（小数1位四捨五入）}$$

2) 試行的取組（能力現行型）の場合

1日当たりの燃料費は、現行基準に準ずるものとする。

8. 労務費

1) 試行的取組（能力補正型）の場合

1日当たりの施工数量は現行と変わらない条件のため、1日当たりの労務費は現行と同等にするものとする。

2) 試行的取組（能力現行型）の場合

1日当たりの労務費は、現行基準に準ずるものとする。

9. その他

1) 回航・えい航費は、現行基準を適用して算出するものとする。